

議案第 68 号

令和 6 年 3 月 18 日提出

提出者 松山市議会議員 池 本 俊 英  
大 塚 啓 史  
田 中 エリナ  
河 本 英 樹  
矢 野 尚 良  
山 本 智 紀  
岡 雄 也  
大 木 健太郎  
梶 原 時 義  
長 野 昌 子  
清 水 尚 美  
原 俊 司

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部改正について

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

市議会議員等報酬・期末手当及び費用弁償条例（昭和 22 年 6 月 24 日制定）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項ただし書中「とき」を「場合又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて出席した場合」に改める。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

オンラインによる方法により出席した委員に対する費用弁償を行わないこととするため、  
本案を提出する。